

No.30 1996.03.10

風をよむ

編集：共産主義者同盟首都圏委員会
発行：ウインドベル・ファクトリー
連絡先：新宿区西新宿7-3-10
山京ビル503-201

定価300円

定期購読：2,300円(年6回刊・送料込)
郵便振替：00170-0-655767

3.17へ

沖縄問題から地域主権を考え
戦後日本国家を問い直す討論集会

講演：比嘉良彦さん

日時：3月17日(日) 13:30~17:00

会場：渋谷区立勤労福祉会館



3.17集会から3~6月安保・沖縄闘争へ 2

沖縄REPORT・SCENE 1~3 6

社会的オルタナティブをめざす共生連帯運動に向けて
—公務員採用の国籍条項撤廃闘争の背景と論理— 10

寄稿「風をよむ」を読む 14

報告・国際シンポジウム「パートナーシップの未来」 16

る17集会からるるるる月安保沖縄闘争へ

沖縄人民自立解放連帯闘争と反戦反基地反安保の闘いは、三月三十一日の「象のオリ」強制使用期限切れと、四月十六〜十八日のクリントン来日、日米共同宣言・安保再定義を目前に控えて極めて重大な局面を迎えている。我々は当面この六月までの時期、三〇十七討論集会を出発点として、すべての同志、友人の皆さんが沖縄・安保闘争に全力で取り組むことを訴える。

代理署名裁判の現状

昨年九月四日の米兵による性暴力事件に端を発する沖縄人民の反基地反安保の闘いは、十ノ二十一集会への八万五千人の結集に象徴される広範な支持を背景とする、大田県知事の軍用地強制使用のための代理署名拒否を生み出し、文字どおり安保に風穴を空ける闘いへと上り詰めようとしている。この代理署名拒否の決断は、軍用地強制使用の是非をめぐって①米軍基地と駐留米軍の維持存続・固定化そのものの、さらにそれが沖縄に集中することの不当性を告発し、そして②現在の機関委任事務制度のありかたが示す中央集権的国家システムにたいして、地方主権の実質を対置するものであり、③これらを通じて米軍基地と米軍の駐留、さらにはそれをもたらす日米安保体制そのものを問い直すものである。我々はこの大田県知事のこの決断を支持し、これを支援する大衆行動を組織する。

周知のとおりこれに対して首相村山(当時)は沖縄県知事を相手として「職務執行命令行政訴訟」(代理署名裁判)を起し、現在これが福岡高裁那覇支部(大塚一郎裁判長)において争われている。既に昨年十二月二十二日に第一回口頭弁論が行われた。これに際して反戦地主会はこの裁判への補助参加を申し立てたが、福岡高裁那覇支部は一月二十三日これを却下した。これに對して反戦地主会は最高裁に特別抗告を申し立てている。本年二月九日の第二回口頭弁論においては、県側は反戦

地主、女性団体、教員、市町村長、知識人など二十三人の証人申請を行った。しかし裁判では県側の求釈明に国は次回に書面で回答するとして実質的な審議を何も行わず、裁判長はただ一方的に第三回口頭弁論の期日を二月二十三日に指定し、さらに県側の証人申請を無視し、県議会開催中の大田知事の被告本人尋問をいきなり裁判長職権で決定するなど、強権的な訴訟指揮を行った。これは明らかに国の意向を受けて、実質審理を徹底して回避し、早期結審、判決に持ち込もうとするものである。事実、裁判長大塚は、この第二回口頭弁論で「普通の民事裁判と違って、国と総理の重大な問題で、国際的なかわりもある」と述べ、その政治的な意図をはっきり表明している。しかし広範な人々の批判と抗議を浴びて、裁判長大塚はさすがにこの決定は維持できず、その後、知事尋問を三月十一日に変更することとした。

二月二十三日に行われた第三回口頭弁論では、那覇防衛施設局・佐伯通施設部長に對する証人尋問が行われた。ここでも裁判所は県側の尋問事項を大幅に削除し、事務手続きの確認だけを行うという態度に終始した。またそこで大塚裁判長は「(軍用地強制使用手続きで)首相の使用認定は審理の対象外」との判断を初めて示し、実質審理に応じないことを明言し、さらに「公益性」についての国、県の論争についても「原告(国)から証人申請が出ておらず、今後も公益性に関する証人採

用も考えていない」と述べ、県の申請している証人申請を却下する意向を示した。

尋問では、県側は、地主が立ち入りもできない状態であるがために、「地籍明確化」ができず、従って土地、物件調書作成に署名・押印できるような条件にないことを鋭く追及し、佐伯施設部長が絶句、立ち往生するところまで追い詰め、国の主張に即しても、その立論は成立しえないことを明らかにした。

続いて三月十一日には被告人本人である知事尋問が予定されているが、県側の要求する二十三人の証人についての扱いすらも明示されない現状では、これをもって裁判が打ち切られる可能性すらあると考えざるをえない。いずれにしても県側が求めてきた、代理署名拒否の理由についての実質的審理は行わず、事務手続きについての問題点の有無だけを検討し、三月中にスピード判決をまくろむという、裁判所の姿勢は明らかである。他方、もはや日程的な余裕

を無くした那覇防衛施設局は、裁判による手続きが間に合わない場合、強制使用のための国による県土地収用委員会に對する「緊急使用」(六ヵ月)を申請する方針であることを明らかにしている。

こうした国と裁判所の動きに對して、すでに多くの人々が怒りの声をあげ、抗議の行動に立ち上がっている。二月

反戦地主、女性を先頭とするさまざまな基地撤去、反安保行動への取り組み

しかし、こうした裁判による米軍基地と安保体制に對する取り組みの焦点化も、反戦地主の粘り強い抵抗があったからこそ可能になったことを忘れることはできない。

「知事に代理署名拒否という切り札を提供したのは、いうまでもなく反戦地主である。もし、反戦地主が一人もいなければ、土地調査・物件調査の署名押印ということもおこらず、したがって代理署名もなかった。」(『新版 沖縄・反戦地主』)

十二日、東京で一坪反戦地主会関東ブロックのよびかけによる「沖縄に軍事基地はいらない」すべての軍用地に花を! 2・12集会」が行われ、千人が参加した。沖縄軍用地違憲訴訟共闘会議は二月二十一日、雨の中「実質審理を求めめる県民大会」を開催し千人を集めて、抗議と裁判の監視を大衆行動で実現している。

大衆集会の開催を決定している。また当初から積極的な行動を進めてきた女性たちの運動にも注目して行きたい。「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」は二月三日〜十七日、アメリカ・ピンスキャラバンを行い、全米の多くの人々との交流の中で構造的暴力としての基地と軍隊の問題を沖縄の女性の立場から訴えてきた。連合沖縄は「日米地位協定と基地の整理・縮小県民投票条例」の制定への取り組みを開始した。これは法的な拘束力はないものの、沖縄人民の政治的意志形成にとつては重要な役割を果たす可能性をもつもので、やはり今後の動きに注目しておきたい。

新崎盛暉さんは代理署名拒否を沖縄自立の第一歩とし、さらに「条例制定運動あるいは四月日米共同宣言―安保再定義に向かう日米政府の動向

こうしたなかで、二月三

日、村山の後を引き継いだ自

民党首相橋本が訪米して、ク

リントンと日米首脳会談を行

うなど、四月の日米共同宣言、実上、決着させることで基本—安保再定義に向けた日米間の協議も進められている。新聞報道によれば、宣言では米軍の沖縄駐留について「沖縄県民が払った犠牲を強く認識し、これに報いなければならぬ」という文言を冒頭に据え、「米軍の施設・区域について協議するために設立した機関(特別行動委)により進められている、整理・統合・縮小に向けた作業の進展を評価する」と記述する方向となったという。しかしその内容が明記されていないこと、また在日米軍四万七千人体制についても、その固定化に反対する立場からの沖縄からの申し入れに「配慮して」削除する可能性が強まっているとは言え、それに代わる体制が提示される訳ではないことなどからして、抜本的な基地撤去でないのは明らかだ。

日米両政府は、四月日米首脳会談直前に日米安全保障協議委(外相、防衛庁長官、國務、国防両長官)を東京で開き、基地縮小策をまとめ事

いとするべきである。それに付随する新防衛計画大綱、ホストネーションサポート、A CSA、TMD計画、FSX開発など技術協力などもまた同様である。

こうした日米帝国主義による東アジア、環太平洋圏における政治軍事的、経済的秩序からきっぱりと手を切るためには、東アジア・太平洋圏人民連帯秩序とでもいうべき、全く別の政治構想によるのでなければならぬ。そしてその前提となるのが、戦後日本国家、近代日本国家の、とり

戦後国家の総括、近代日本国家の解体へ

この時期に「沖縄問題」が、間の政治再編のなかで行われ我が国にとっての第一級の政治課題として浮上して来たことは全く偶然ではない。戦後日本国家、近代日本国家の存在が問い直される局面に至ったがゆえに、沖縄は自立の主張を通して、日本国家の抱える矛盾、その問題性を鮮やかに照らし出している。天皇制しかり、中央集権的国家体制しかり、日米安保体制しかり、戦後憲法の中に投げ込まれ、あるいは食い込んだこれらの、戦後国家の骨格をなすそれぞれの要素は、いまや軋みを立てて相克し合う状況にある。この視点に立つとき、この

ける政治軍事的、経済的秩序からきっぱりと手を切るためには、東アジア・太平洋圏人民連帯秩序とでもいうべき、全く別の政治構想によるのでなければならぬ。そしてその前提となるのが、戦後日本国家、近代日本国家の、とりわけ帝国主義的アジア侵略についての徹底した総括、清算である。そしてここに我々の取り組むべき安保闘争の課題と現実的条件がある。この回路を通じてはじめて国際人民連帯は空文句ではなくなる。となる。

われわれは、この日本国家の解体のための闘争の中で、沖縄人民の自立解放闘争との連帯を求める。またそれを具体化するための諸活動が検討され着手されなければならない。当面する安保・沖縄闘争への取り組みの中でこの展望をつかまねばならない。この一連の闘いを担う主体勢力はまだ明瞭ではないが、次世代共産主義運動の準備を行う中からその端緒を見いだすことが、我々の願いだ。

三ノ七集会から三ノ三十一東京—沖縄同時行動へ、さらに四月—六月沖縄・安保闘争へ。共に闘おう。

自立を展望する沖縄の未来と私たち……

畑 中文 治

沖縄からは日本がよく見える。何をいまさら、と言うようなことではあるが、改めてこのことを痛感させられた沖縄の人々との出会いであった。それは安保に限ったことではない。日米安保体制が日本戦後国家の成り立ちにとっても意味については格別のものがあるが、それに止まらず、日本国家そのものありようが浮かび上がるように思えてならない。もちろんそんなことは先刻承知という人がいても一向に差し支えないのだが、少なくともわたしにとっては、沖縄から日本の国家と社会とを振り返ることが有益であったように思える。

勿論今回沖縄を訪れるに当たっては、わたし自身のこの間の沖縄をめぐる政治情勢にたいする態度を整理してきたつもりであった。それはつづめて言えば、米兵の性暴力—女性差別を許さないということであり、この事態をもたらした安保体制を否定するこ

とであり、そしてこれと日帝支配に抗して、自立を求める沖縄人民の行動に連帯すること、要するに我々が本紙二八号で主張したような事柄であった。だがこの不十分性は現地での見聞のなかでうちになどなくしてはつきりしてきた。

例えば沖縄の市民運動と労働運動のセンターの位置で活動する人は、この間の経過を戦後五〇年の記念事業としての「平和の礎」建設(六月二十三日の「慰霊の日」に「沖縄全戦没者追悼式」とともに除幕式が行われた)とそれを含む平和意識の喚起の運動から説き起こした。これが日本における九五年六月九日の衆議院本会議での、自社連立三党による「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」(戦後五〇年国会決議)との対応関係を想起させることは決して無理ではない。ここに端的に日本と沖縄との戦後五〇年総括の大きな相違が示

されているのであり、それはそのまま九月四日の事件の受け止め方の違いとなって現れているように思われる。このことはさらに別の人の指摘によってより鮮明なものとなった。「日本の左翼は今回の事件を依然として道義的なレベルでしか捉えていないのか? 沖縄からの告発を受け止めるというようなことはもう聞きたくない。問われているのは日本国家の政治問題としての沖縄問題だ。そのような事態であるからこそ、安保条約や地位協定の具体的な再検討が現実的な政治問題として問われている。」わたしにはそう聞こえた。

ここまで指摘されればいくらナマクラなわたしでも問題は所在は見当がつく。ちょうど現地の新聞は大きく、事件を起こした三人の米兵にたいして検察が那覇地裁での裁判で、懲役一〇年の求刑を行ったことと並んで、沖縄県が県と国との間での「米軍基地問題協議会」において、「国際都市形構想」に基づいて、二〇一五年までに基地の全面返還を目標とする「基地返還アクションプログラム」の提示を行うことを伝えている。

つまりはこういうことだ。今日沖縄の問題についてあれこれの議論をするのであれば、その前提として、戦後日本国家の総括が要求される。しかもそれは日本国家の倫理的、道義的な責任性を前提として、さら

沖縄REPORT '96.1.29~31

沖縄REPORT

にその理念、運動、政策の総体にわたる政治的な内実が問題とされる。加えて沖縄は県庁主導であれ、それを政策として提示している。ではその問題は日本国家の現在においてどのように答えられるのか？ これはそれほど生易しい問題ではないし、他方、沖縄が満点の模範を提示しているという訳でもない。答えは日本の人民が自らの力量によって見いださざるを得ない。

以下、問題の輪郭をもう少しなぞるためにいくつかのスケッチを試みる。回り道だが、政治的な核心に迫るためには全体状況を正確につかむことが第一の要件であるからだ。

SCENE 1

日本の国政と沖縄県政との戦後総括の比較から

まず日本国家の戦後総括について考えてみよう。日本のこの間の政治再編のヘゲモニー的な対抗軸を武村「小さなキラリ国家」論と、小沢「普通の国際国家」論との理念的対比に擬してみよう。現実的な政治過程においてはこれは当人たちの真意はさておき、自民党経世会分裂の結果として、自社連立与党と自公民連合による新進党

との対抗関係として具体化している。この両者の対立が、今日ではもはや、ライスカレーとカレーライスの違いのようなものでしかないことについてはおおかたの見解の一致するところだろう。結局のところ戦後政治体制の終焉が国際的にも国内的にも確認されるにいたり、これに替わる政治的枠組みの形成を目指した政治改革は、その実体的担い手、政治変革主体の形成を社会経済的な実態基盤に対応して行うことができずに、頓挫しているというのが現状である。政治過程的な経過から言えば、戦後国家総括を、安保・天皇・戦後憲法の根本にさかのぼって正面から行わず、政治改革を政党再編・選挙制度改革に矮小化したマヌーヴァー、政治的主観主義、拙速主義の咎めが現れていると言いうこともできる。大文字の政治の終焉は、まずはこの類いの人々にも教えてあげる必要があったわけだ。

従って「戦後五〇年決議」も反省、謙虚、共生など口先だけの美しい言葉を並べながら、實際上、日本帝国主義の近代一〇〇年、戦後五〇年のアジア侵略、支配を居直ってしまうものとなったのは、誠に必然的なものであった。これは決議採択に欠席した新進党の場合も全く同様である。政党再編をガラガラボンであるなどと、政治をなめきって、さも自分たちだけがプロであるかのよう思い込むその姿勢のおごり高ぶりが、三流キャッチ・コピー以下のような、中身

のない政治的言説を生み出すという見本のようなものであった。

沖縄にあってはどうであったか。ここでは日本における「オール保守状況」とは対称的に、「オール革新」というような状況が事態を規定している。これを戦後保革構造の地方的後進的現象と見るのは当たらない。そうした要素が皆無であるとは言えないが、「オール革新」状況は、直接的には西銘自民党県政の分解によってもたらされたこと、そしてそれを規定したのが全国総合開発―振興開発計画路線の行き詰まりによるものであったと見る事ができるからである。

東京中心の従属的地域経済開発路線が破綻したことは、直接に戦後保守勢力の政治的統合力の衰弱につながり、沖縄革新勢力の復権につながった。従ってそれは、日本国家の政治的求心力に抗して反「本土」の主張を鮮明にするに依りて、その今日的政治性格を明確にするということができずすなわち、沖縄の自立を主要な内容とする戦後日本国家の枠組みと日米安保体制からの離脱である。勿論このことの現実化に当たっては、沖縄の占める地勢的な位置も有利に働いている。

そうであれば「平和の礎」建設を中心とする沖縄における戦後五〇年総括は、日本におけるそれとの独自性を強調することに依りて、自らの政治的アイデンティティを

強める働きを示すことになったと見るべきであろう。

SCENE 2

左翼における制度的な政治をめぐる

やや話題は飛躍するが、制度政策にかかわる政治についての左翼の態度について検討する。戦後冷戦体制―戦後国家の解体と動揺によって生まれた政治的流動化の中で、この間問われ続けてきた一連の系列の問題があるように思われる。ハーフ・オブショーン論、平和基本法、戦後補償にかかわる「国民基金」についての議論、あるいはさらに枠を広げて政治再編の中でのリベラル・社民にたいする態度の問題、「平和・市民」選挙における市民的政治勢力形成の問題等等。もちろん個々具体的な問題については、それぞれに応じての検討が必要だし、また当事者性を欠いた議論は無益なものになることが多い。だからここで検討しようとするのは、上記のような諸問題にかかわって、わたし自身が共通のものとして考え、関心をもち、左翼にとっての制度政策的な政治についての態度の問題ということになる。いま具体的に検討しようとする、安保条約

や、地位協定、基地撤去、沖縄の政治的経済的自立もまさにその種の問題をはらんでいると言えよう。

とはいってもこれらの問題が実は今初めて問題になったというようなものではないことも確かだ。七二年沖繩「返還」にさいしても、六五年日韓条約締結にさいしても、また六〇年安保改定に際しても同種の問題は存在したと思う。ただこれが運動の局面においても現実的な政治選択の問題として現れたのは、国家社会主義の瓦解が、従来の政治的二分法を解体し、政治革命の一義的な優先性、国家権力の奪取とその行使を通じたあれこれの政治的社会的諸変革というプログラムを失効させたことによるものである。平たく言ってしまえば、プロ独―社会主義革命の実行が一切の政治社会的変革の決定的なテコとなるということの論拠が、崩れてしまったということだ。

加えて当面のところ体制変革が問題になるような状況ではない。他方ではにもかかわらず、制度の体制内的な変更、改革を通じて社会が変化するという事態があり、これにどのように関与するかという問題が発生する。ヘゲモニー的な政治過程が存在し、その総過程に対するヘゲモニー的な介入が問われる。

この問題は第3インターの系譜に立つマルクス主義的左翼にとっては、その政治への戦術的介入という視点から見れば、決し

て新しい問題ではない。ラクラウ／ムフはヘゲモニー問題の発生をカウツキーにさかのぼって論じているし、革命の実践問題としても〇五年―一七年のロシア革命でのソヴェト権力の評価の問題として現れている。とりわけ内戦の終結以後、すでに形骸化したソヴェト制度によって隠蔽され、事実上のボルシェヴィキ独裁が異論を封じてしまっただが、マルクス主義的的革命党が国家の政治システムに関与するそのありかたが、切実に問われていたと考えることができる。この事情は条件を異にするとは言え、ヨーロッパ革命を目指す労働者統一戦線の戦術において、また反ファシズム人民戦線においても、あるいは植民地革命における反帝民族民主統一戦線においても同様であったのではないか。それらの歴史的経験の中で、制度的権力への介入をマルクス主義的理念と、労働者階級人民の運動とのある調和的な一点において実現することのできた事例は決して多くはないように思われる。むしろ特定の理念の押し付け、運動への拝跪、その結果としての党と国家との同一化が、繰り返し現れて来たのではないか。ここに革命党にとつての政治、戦術問題の総括の大きな課題があるように思えてならない。

こうした問題の根拠の一つにマルクス主義における根強い国家崇拜があることを指摘することはたやすい。これは恐らく第2インターまでさかのぼることのできる、問

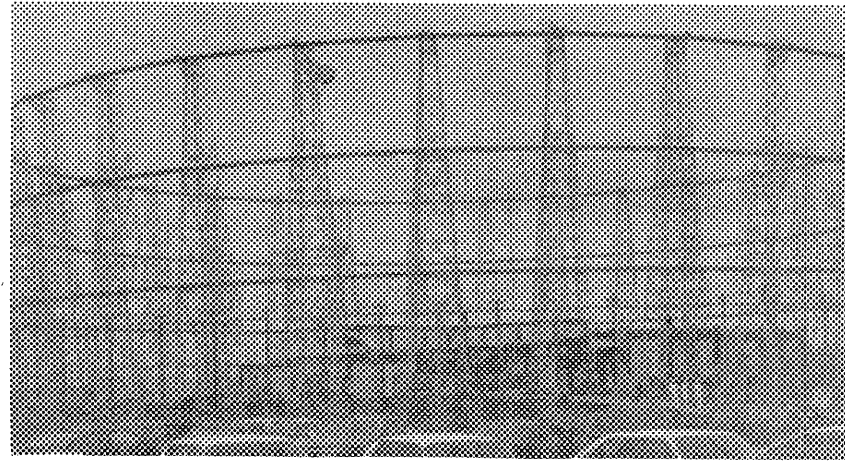
沖繩REPORT

ここにいたってようやく現在の我が国の政治再編と沖繩の自立とがリンクする環が見えて来たことになる。以前に原田誠司さんはMR研公開フォーラムで政治改革の現状を分析して、「五五年体制(政治勢力)、五〇年体制(戦後国家・政治体制)、一〇〇年体制(近代日本官僚体制)」という三つのレベルの政治構造が同時に危機に再編成の時期に直面していること(MRレビュー8号)を指摘した。日本的な近代国民国家が動揺を始め、天皇によって政治統合される中央集権的単一政治システム・官僚国家体制の問題点が、至るところから吹き出し始めた。安保と天皇という二つの憲法外的要素を含む戦後政治体制もまたしかりである。この現実から導かれる指針は、国権の制限・消滅とこれに見合う社会的自治の拡大でなければならない。しかしこれを国政レベルで実現する主体的条件は依然としてない。従ってその実現のための政治的コミュニティとそのヘゲモニー主体としての形成が、地域職場から着手されなければならない

SCENE 3

自立解放を展望する政治勢力の形成

他方、沖繩ではどうか。沖繩の自立とその政治展望を鮮明に提起する政治勢力の不在と、他方での大田県政一県庁の突出が事態を象徴的に示しているように思われる。幾人かの人々から聞いたことから、沖繩財界をも含めた振興計画路線からの離脱はほぼ確定的なものと思える。そのうえで政治的、経済的な自立を展望することに沖繩人民の未来がかかっている。さまざまな評価があったとしても、「国際都市構想」と「基地返還アクションプログラム」は、その集約的な綱領となっていると見てよいのではないだろうか。しかしこれを日本国家と、東アジアの国際環境の中で実現し抜くことは決して容易ではない。なによりもこれを自立解放の路線に位置付けて実現するための政治勢力の不在が気になるのである。この間の行動を積極的に推進してきた女性を初めとする市民運動や、連合沖繩の住民投票条例制定運動に、また「本土」系列化の道を拒否してきた土着政党としての社会大衆党の動向にも注目して行きたい。そして日本帝国主義と日米安保体制との闘争の諸実践を通じて沖繩人民との連帯の活動を継続して行きたい。



[スケジュール]
 ◆3・20(水)12:30~ / 日比谷小音楽堂 / 沖繩の闘いに連帯し、新しい反安保行動をつくる実行委
 ◆3・31(日) / 日比谷野音 / 沖繩反戦地主会関東ブロック

1996年3月31日で強制使用期限が切れる読谷村・楚辺通信所(通称「象のオリ」)

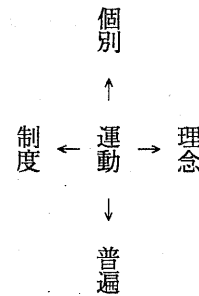
題であろう。だから社会民主主義もその例外ではない。勿論民主連合政権の日本共産党(最近はずすがに言い出す状況にはないようだが)も、そしてプロ独一社会主義革命を金科玉条としてきたかつての我々もそうであった。

ところでこの制度的なものについての政治を扱う際に、これを制度圏の政治として実体化して、ことさらに運動圏と対置し、さらにそここそ政治の本来的な領域があると考える方がある。わたしが理解できるのは、制度にかかわる政治の扱いを見直さなければならないというところまでである。これは恐らく後房雄さんが紹介したメルッチの主張(『情況』九三年十一月号)などを論拠としているのだから率直に言っていただけではない。ウェーバーは国家権力にかかわる権力の配分をさして政治と言いつ、シュミットは友と敵との区別を政治的なのの特徴とした。ところがメルッチによれば「対立する利害を調整できるような関係」を政治的関係とすると言う。たったこれだけの引用で決め付けるのは拙速というものが、それにしてもここには権力関係はでてこないし、利害調整ができない関係は政治的なものと思えない。——そもそも調整できないからこそ対立と呼ぶのではないのか。——

また制度圏、運動圏という分け方はもともと韓国民衆運動起源のものだろうと思う

が、そこでのどのような使われ方をしているかについてはわたしは不勉強よく分からない。しかし、理念、運動、制度という機能主義的な分析方法であれば、それは実体ではなく、一つの現実についてのそれぞれ側面からの認識の方法であると考えている。だからある政治的現実についての理念、運動、制度の側面からの検討は可能であるが、それらが実体的に分裂している訳ではない。だから制度圏の政治というのは分かりにくいし、不明確なので、議会主義と、制度政策の実現による構造改革と言った方が正確だと思う。とするならばこの種の考え方もある国家崇拜の影響を脱してはいないのではないだろうか。このあたりに一部の左翼が、リベラル・社民に甘い期待を抱いたり、主観的な思い入れをしたりしがちな理由の一つがあるように思われる。

政治の根本的な意味での外部性。外部をくり出す運動、運動からくりだされるものとしての政治。例えば左記のような概念模型の中に政治としての政治は収まらない。



とするならば運動は直接性をその本質的な属性とし、政治は媒介性をその本質的な属性とするというような考え方をわたしはしているということになる。またしたがって党の政治的実践はもともと媒介的なものということになる。当たり前と言えは当たり前だが、とはいってもここで言う媒介性は、党の綱領的認識の示す主観性と、現実的な運動の政治的社会的な客観性の折り合う範囲でしか成り立つものではないことを確認しておくことは決してむだではない。あれこれの党や政治的主体の主観主義が押し付けられることは、決して過去のエピソードではなく、日々様々の政治の情景の中で我々が経験していることだ。それは党の政治の根拠が運動の外部にあることをはっきりさせないことに原因があるように思う。理念にしろ、運動にしろ、制度にしろ(あるいは個別とか普遍でも同じことだが)、それが政治を根拠づけると考えると、ろくなことにはならない。たんなる客観主義に陥る事なく、政治の与件として運動のさまざまな実態、側面を理解し、そのときどきの政治(ヘゲモニー)の担い手を見抜き、必要で可能なその、形成の作業を行うこととしての政治のあり方は、決して十分に検討されて来た事柄とは言えないと思う。

社会的オルタナティブをめざす

共生連帯運動に向けて

◆ 公務員採用の国籍条項撤廃闘争の背景と論理 ◆

はじめに

二月三日の朝日新聞は、橋本大二郎・高知県知事が今年の採用試験から、都道府県で初めて一般事務職員の国籍条項を撤廃する決断を下したことを報道している。一九七〇年代に関西の在日二世、三世の問い掛けから始まり全国的に広がりを見せながら、都道府県・政令指定都市の前

で国家権力・自治省官僚の厚い壁に阻まれてきた国籍条項撤廃闘争は、新たな段階を迎えようとしている。在日・滞日外国人問題を取り巻く状況を概観しながら、この公務員採用の国籍条項撤廃闘争の背景と国側の論理を考える。

(1) 在日・滞日外国人を取り巻く状況

日本に住んでいる外国人は、一九九四年の数字でみると別表の通りとなる(駒井洋編『定住化する外国人』明石書店)。全体で約一六〇万人、全人口の1.3%に達する。その内韓国・朝鮮など旧植民地出身者とその子孫(オールド・カマー)が約六〇万人、八〇年代、とりわけ八五年のプラザ合意以降急増した外国人労働者(ニュー・カマー)が約一〇〇万人にのぼる。

オールドカマーが50%を割り込んだのが一九八五年。ニューカマーの急増は日本人の出国者数や在外邦人数の急増と軌を一にしており、日本の経済活動の国際的な拡大・日本資本主義の多国籍化と密接に関連していることを示している。(グラフと表は下田平裕身『内地雑居とローカルイニシヤチブ』地方自治総合研究所から)

駒井の著書名が示唆しているように、九〇年代になってからはニューカマー、いわゆる滞日外国人労働者の定住化傾向が目立つ。かつて日本帝国主义の侵略戦争の下で強制労働に駆り出された旧植民地出身の人々が戦後も滞日を余儀なくされ、二世、三世、四世と経る中で定住化してきたように、戦後の日本帝国主义の経済侵略、グローバル資本主義化とアジアNIEsの経済発展、農村社会

の崩壊による労働力の流動化を背景にした移民労働力として流入してきた滞日外国人労働者も、定住化の道を歩もうとしているかに見える。世界的規模で見れば1億人に近い人々が国境を越えて生活しているとされる。八〇年代以降の世界の産業構造の転換を背景に、資本が国境を越えて多国籍化し、グローバル資本主義が拡大する中で、周辺から中心への労働力の国際移動も更に激化していく。これは必然の流れであり、国民国家のアイデンティティを揺るがさずにはおかない。

が脅かされている現状を映し出している(難民外国人労働者問題キリスト者連絡会編『移住労働者の権利を宣言する!』神奈川人権センター)。資本主義世界システムの新たな段階に対応した支配階級の排外主義的

な国民統合・危機管理攻撃と対決し、在日・滞日外国人と共に社会的・政治的オルタナティブをめざす人民的共生・連帯運動を構築していくことが問われている。

(2) 公務員採用の国籍条項とはなにか?

例えば川崎市の職員採用試験を受験しようとする「日本国籍を持つものに限る」という資格要件が付いている職種がある。職員の大多数を占める一般事務職や技術職にはこの資格要件があり、日本で生まれ、育

ち、川崎の地域で生活していることとする在日韓国・朝鮮人の若者たちを入口(採用段階)から排除している。これが公務員採用における国籍条項である。公務員採用の国籍条項問題は、確

かに外国人の定住化傾向が進む中で、はすべての在日・滞日外国人の生活権に関わる問題ではあるが、歴史的経過を見れば明らかのように、何よりも在日韓国・朝鮮人に関わる問題である。このことはまず押さえておかなければならない。

は都道府県と政令指定都市にある。それ以外の中小都市、町村の撤廃の動きには直接圧力を加えられずに黙認せざるを得なかった自治省官僚が、直接指導できる立場にある都道府県、政令指定都市を最後の砦として死守しようとするのは、ある意味で当然の動きといえる。

この国籍に関する明らかな民族差別、就職差別を行政機関が公認し、維持しているという事実が、民間企業における就職差別を助長していることは疑い得ない。

そのような中で橋本高知県知事の態度表明である。川崎市や大阪市などこれまで自治省の強硬姿勢に屈せざるを得なかった政令指定都市の人事担当者は、運動体に「高知県に遅れるな」と突き付けられながら、高知県と自治省交渉の行方を固唾を飲んで見守っている。昇任試験の受験資格を巡って保健婦の鄭香均さんから訴訟を提起されている東京都も同様であろう。

数年前から自治省との攻防の焦点

だのが一九八五年。ニューカマーの急増は日本人の出国者数や在外邦人数の急増と軌を一にしており、日本の経済活動の国際的な拡大・日本資本主義の多国籍化と密接に関連していることを示している。(グラフと表は下田平裕身『内地雑居とローカルイニシヤチブ』地方自治総合研究所から)

もちろん橋本は、「人事委員会があるので100%ではない」と逃げ道を用意しており、また各人事委員への自治省からの圧力も伝えられており、二月十日現在、予断を許さない。

(3) 国籍条項を維持する国側の論理

自治省(旧内務省)官僚を中心とした国家権力が、なぜこれほどまで

した国家権力が、なぜこれほどまで

	オールド・カマー	ニュー・カマー
韓国・朝鮮	573,485人	150,852人
中国	4,798	261,272
ブラジル	1	159,618
フィリピン	6	125,725
タイ	1	58,790
ペルー	—	50,683
アメリカ	84	43,236
イラン	3	24,456
マレーシア	2	19,865
バングラディッシュ	—	11,039
パキスタン	4	10,603
ミャンマー	—	9,871
インドネシア	1	6,281
他	302	129,737
合計	578,687人	1,062,028人

に公務員採用の国籍条項の維持に執念を燃やすのか?この事を考えるには、国籍条項を維持する国側の論理「当然の法理」の形成史に溯る必要がある。

①「当然の法理」の形成

国籍条項の根拠となる法律は、外務公務員法など法律で規定されている特定の公務員職を除いて、存在しない。そこで「法律の解釈原理」「不文法」としての「当然の法理」が唯一の根拠とされる。

「当然の法理」が国籍条項を維持する論理として初めて持ち出されてきたのは朝鮮戦争下の一九五三年。戦前の植民地政策の下で「帝国臣民」とされ公務員として在職していた在日朝鮮人も、サンフランシスコ講和条約発効直前の民事局長通達により一方的に国籍を剥奪された。一九四四年には四一〇名、五一年十二月国家公務員八三名、五二年一月一般職地方公務員二二名+aという統計数字がある。この在日朝鮮人の国籍喪失に伴う公務員としての地位の存否が問われた事例に対する内閣法制局回答(「高辻回答」)に「当然の法理」の言葉が初めて現れる。「公務員に関する当然の法理として、公権

力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要」とする、というものである。この「高辻回答」によって、それまで国家意思の「決定」に「直接関係する」「国家」の公権力行使に「直接関係する」職に限りて外国人を排除するとしてきたのが(「法曹界決議」)、国家意思の「形成への参画」と曖昧化され、原則と例外の関係が逆転した。つまり外国人は公務員になれないことが原則とされ、これが今日に至るまで公務員一般から外国人を排除するための基準とされてきたのである。

ここで押さえておくべき事は、「当然の法理」が朝鮮戦争を背景に、在日朝鮮人を公務員から排除するための政策として打ち出されたという点である。もちろんそれは、「同化と追放」を軸とした排外主義的な外国人管理政策の確立と軌を一にしている(五一年十月退去強制条項を持つ出入国管理令、五二年四月外国人登録法の施行)。

②「当然の法理」の変容

七〇年代の在日の権利獲得・差別撤廃の闘いの発展に対応を迫られた自治省官僚が、大阪府の照会に対す

る回答として出したのが七三年五月の公務員第一課長回答「当然の法理に照らして、公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画に携わる職に日本国籍を有しないものを任用する事」は認めないというものである。

この行政実例で「国家意思」から「地方公共団体の意思」へと拡大され、しかも「そうした職に将来つく」と予想される職員にまで曖昧化された。この自治省官僚の強硬姿勢の総仕上げが七九年の内閣総理大臣大平正芳のいわゆる「大平答弁」である。そこで「公務員に関する当然の法理として公権力の行使または公の意思形成への参画」する職務という更に拡大・曖昧化された基準が提示された。しかし、その一方で、その職務は「一律に範囲を確定することは困難である」ので、どの職が該当するかは「当該地方公共団体において具体的に判断」するものとした。

これは、関西を中心に国籍条項を撤廃する自治体が増加する中で、「当然の法理」という法律にない基準で国籍条項を維持する事の困難を自治省自ら認め、破綻を取り繕うとしたものである。この時点で、自治省官僚が都道府県と政令指定都市を最後

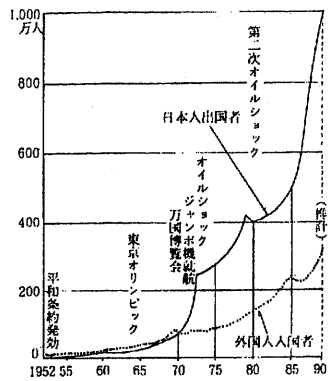
の砦として死守するという戦略転換をしたと見ることもできる。このように「当然の法理」の変容過程を見ると、「公務員から外国人を排除したい」という国家権力の一貫した強固な姿勢を改めて確認する事ができる。

③「当然の法理」の本質

「外国人を公務員から排除する」という発想には、ある公務員観が前提とされている。「当然の法理」が初めて持ち出された「高辻回答」の五年前の一九四八年の行政実例「兼子一法制意見」は、「警察官となるのに日本国籍を必要とするか」という照会に対する回答として出されたものであるが、その中で日本国籍に限る理由を次のように述べている。「それらのものは国家に対し単に経済的労務を給付するものではなく、国家からその公権力の行使を委ねられるものであるから、国家が充分にこれを信頼し得るものであり、また、これらのものは国家に対し忠誠を誓い一身を捧げて無定量の義務に服し得るものであることを要すること」

ここに見られる公務員観は、すでに中井清美が指摘しているように「定任外国人と公務就任権」植植書

出入国者の推移



房)、「凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ従ヒ各其職務ヲ尽クスヘシ」(官吏服務規律第一條)の「天皇の官吏」観に他ならない。「高辻回答」の「当然の法理」の前提にはこの「天皇の官吏」としての大日本帝国下の公務員像があるといえる。

当時の「外国人」は言うまでもなく在日朝鮮人が想定されている。日本の支配層が敗戦時二〇〇万人もの朝鮮人の存在にいかに恐怖していたかは、日本国憲法成立過程の中で外国人の権利条項が消えていった経過や日本の戦後政治の骨格を形作ったといわれる一九四九年の吉田首相のマッカーサーあての手紙などから伺い知ることが出来る。吉田はその手紙の中で、多くの在日朝鮮人が居住しているのは日本の植民地侵略の結果である点には類被りして、「その

約半数は不法入国者であり」「犯罪分子が大きな割合を占めて」おり、「彼等の多くは共産主義者並びにそのシンパで、最も悪辣な種類の政治犯罪を犯す傾向が強く」などと言いたい放題を並べ立て、「本国に送還すべきである」と主張しているのである。最近発見された、日本国内在住の朝鮮人ら旧植民地出身者に認められていた参政権の喪失過程の政府関係者の認識を示す資料にも「選挙権を認むるとすればその数二百万に及ばん。・最小十人くらいの当選者を執る確率は容易なり。もし思想問題と結合すれば、次の選挙において天皇制の廃絶を叫ぶ者は国籍を朝鮮に有し内地に住所を有する候補者ならん」の表現が見える(二月五日朝日新聞)。同様な発想は現在の地方参政権を巡る議論の中にも見える。九五年三月十一日の神奈川新聞によれば、衆議院地方行政委員会

で新進党の米田議員が「在日外国人が参政権を得ることで、日本よりも他国の国益をはかる集団が、意のままになる議員を作りだし、日本の政治に影響を与える危険性がある」と発言している。

「当然の法理」は、「国家への忠誠」と「無定量の義務」に服す「天

皇の官吏」という戦前の公務員観をその本質とするものであり、世紀末の社会的政治的大変動の中の権威主義的国家主義的国民統合の一つの装置として位置付けることができる。国民国家のアイデンティティが揺ら

げば揺らぐほど、純粋な国民(国家)と云う「想像の共同体」、公定ナショナリズム(アンダーソン「想像の共同体」)が動員される。国家権力・自治省官僚の「当然の法理」へのこだわりの根拠は、ここにある。

(4) 制度をめぐる闘いから共生・連帯運動へ

戦前は植民地の異民族を多く抱えた多民族帝国の下で、被支配民族は「天皇を家長、日本民族を兄とする家族国家論」の中に取り込まれていた(小熊英二「単一民族神話の起源」新曜社)。小熊によれば、大日本帝国を支えるイデオロギーは良く言われるように「単一民族論」ではなく「混合民族論」であり、それは「血統意識から分離した国籍や人権

多文化の要因として位置付ける」「多文化共生」が国際的には普及しているようだが(『個人/個人を超えるもの』岩波書店)、問題は「共生」の内実にある。

戦後の単一民族論と機能的に同じである。はじめから差異を認めていない相手との関係に、血統から分離した権利の概念が発生するわけがない。逆に言えば、そうした人権概念を生まれさせない仕掛けが、混合民族論なのである。

自治省官僚とその背後にある排外主義的な国家の論理との対決を通じて、自治体の「地方政府」としての自立を促し、中央集権的国家システムを相対化させること。権威主義的国家主義的統合攻撃に抗し、国民国家と云う「公定ナショナリズム」を解体し、定住化する外国人と共に多文化共生のコミュニティ、社会的オルタナティブをめざす共生連帯運動を構築すること。国籍条項撤廃闘争の中で我々に問われているのは、このことである。

「多民族共生社会」と言う言葉がよく使われる。花崎卓平によれば「民族集団の実態化を避け、民族も

ぱっとしないハードボイルド・ヒーローの時代に

白井 順

慣れない媒体なので言葉の距離感がとりづらけれど、「テーゼ一・九・九・五」や理論誌五号の「資料」についての感想などをということなので、ともかく書きだしてしまおう。
まず七〇年七月三日という日付のはいった「資料」を読んできた。

ここで目をひかれたのは「政治の技術性への宿命の耐え」とか「この政治技術への宿命にどれほど厳格に耐えうるか」というような言葉が何度か使われていたことだ。「宿命の耐え」なんてまるで黄金期の米国ハードボイルド私立探偵——タフでなければ生きのびられない、やさしくなれば生きのびる資格がない——の自己規律みたいな気もするが、政治の技術性のほうはさておいて、この言葉の響きからは、確かにその時代の主体のありようのひとつのカタチがかいまみえる気がした。

もうひとつ特に印象に残ったのは「狭さ」という言葉だった。「レーニンが、この系列のなかに認めた序列は、端的に『政治』の枠組みの『狭さ』の順序である」とか「党を区別するのはその固有の政治の限定性と『狭さ』である」というように使われている。乱暴にまとめてしまえば、この「狭さ」が「完全性」や「全体性」のような言葉と対比させられている。おそらく「完全性」や「全体性」のような言葉が無垢のままの言葉としてはリアルじゃ

なくなり、「狭さ」とか「耐え」とかいった限定性をとおすことでのみかろうじて通用が保障されるということだったのだろう。そう考えるとこれは政治に固有の特殊性というより、七〇年以降一般化してくる市民社会の日常意識——民衆の先人見——の姿容ないしは成熟に由来する事態だったといってもよいだろう。

自分のはなしになって申しわけないが七〇年代に宇野理論にハマった時期があった。でもそれは価値形態論がうんぬんとか、三段階論とかいうのではなかった。すべての社会状態に共通するような人間の物質代謝、つまり経済原則は、資本制社会では売買行為などの商品経済に固有な姿、つまり経済法則によって営まれるのだという宇野の基本命題を逆に法則の側から強引に押しひろげてみたかった。

原則がそれ自身ハダカのままであられることはできないのだと考えることで、自分にとっての宿敵だった、正常と変態とか自然と人工とかの単純な二分法の発想を打破したかったのだ。法則は原則の実現態なのだと思えば、自分たちのどのような行為だって「本来的で正常な人間生活」なるものとまったく同等に、経済原則すなわち歴史の普遍性にリンクできるのではないかと考えていた。だから「資料」での「狭さ」という自己限定の方法も必ずしも政治に固有の特性というより時代背景の固有

性として受け取ってしまった。ひとくちで言ってしまうは存在拘束性というようなことなんだろうが、変態の仮面をかぶってはじめて普遍的なものに関係づけられるのではないかという発想は自分自身にとっても、自分が育ってきた大衆文化のなかでもなじみ深いものだった。

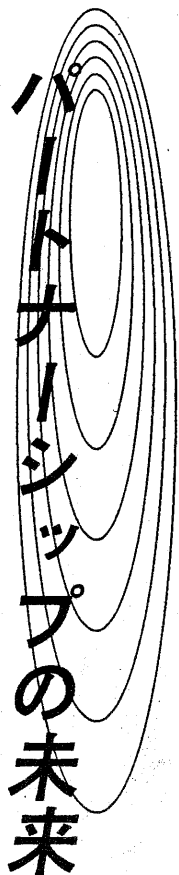
つぎに「テーゼ一・九・九・五」のほうを読んでみた。「しかも何が階級的行動であったか、なかったかはあらかじめ決定されないこと、むしろ事後的にしか判断できないものであること」によって、階級相互をわかっ階級切断線は無数に存在し、かつまた容易に弁別できないものになっている」とか「党そのものもまた関係的な概念であり、そのアイデンティティは当事者にとっても事後的にしか確かめることのできない性格のものである」とかの言いまわしはやはり現代に特有なものだろう。

このテーゼの読まれたかの位置や、他の文書や行為、表現との関係もあるのだろうか、フェロモンというのか外部にたいしての色香のようなものはあまり感じられなかった（もっともそのぶん「客観主義的な」読み方もしやすかったのだが）。あるいはこちらの感受性に問題があるのかも知れないが、世代が変わっても集まるのは同じようなタイプの奴らばかりというものでもさびしいだろう。ざっくりとばんにもっとさまざまな方向へ色香をふりまいて欲しいような気はする。これはどういうことだろう。「資料」でいうところの「党の存在の根拠の積極的提示」ということなのか。

確かにこのテーゼから軌跡を読みとることはできそうだが。しかし現実には「宿命の耐え」という言葉も使いにくい時代だ。かつてのハードボイルドの主人公たちも現在では「別れたパートナーと娘に払う養育費も滞りがちで、母親の経営するスナックに居候し

て……」といったぱっとしない設定でかろうじて物語を成り立たせているような状態だ（リュウインなど）。しかもすべてについて「事後的にしか確かめることができない」というのが世間の常識になりつつある時代でもある。そしてこれもまた特に政治の世界に固有というわけではなく、意識するしなにかかわらず、誰でも何かをやる場面では常にそうなってしまうというようなことだ。

いうならば「諸王の王」と「奇人・変人」との間での主体のありようということだろう。二九号での「非権威主義的左翼は、自己の政治的言説を提示するに当たってその受け手と対等の関係におくことを最低限のモラルとし、さらにそのことを自らの政治的行動原理のうちに組み込んだものでなければならぬ」というのはなしに重なってくるが、「狭さ」も「耐え」も普通のできごととして一度は散文的にゴロっところがしてやれば、受け手との対等の関係というののみやすくなるのではないか。「世界を自分ひとりの肩にしょいこむな」（「ハイ・ジュード」）とうたわれたのはヒッピーとサイケデリックの理念がきれいに解体していったその後のことだった。だからといってそれで何も変わったわけではない。しかしそのようなできごとをつみかさなりで、「事後的にしか確かめられない」とか「特権的主体」を信じないとかがいれば日常の水準でも誰も常識となってきたのだから、最低限この線をクリアしていなければどのような土俵の上でもはなしにならない。しかもそのうえでまた「諸王の王」を夢見るといっても、これもまたどのような土俵の上でも困難なことではあるのだが。あと「B・過渡期世界と現代帝国主義」のほうも少したっぷりと読みたかった。（タイトルは編集部がつけました。）



報告 男性優位の経済政策を見直し、 女たちの21世紀を考える国際シンポジウム

一月二七日、二八日「女と男が平等に働くための制度改革をすすめる会」主催のシンポジウムが川崎市国際交流センターでおこなわれた。

基調講演は『新フェミニスト経済学』の著者であるマリリン・ウォーリングさん(ニュージランドの経済学者・閣僚経験者でもある)、スウェーデンから地方自治体職員連盟男女平等委員会議長のリリアン・ヒンダーソンさんが行った。ウォーリングさんは一九七五年〜八四年までニュージランド議会で公共支出(一般会計予算)選択委員会

の議長を勤め国連の提案に従い国民経済計算体系(UNSN A)を改定した。この計算体系はあらゆる公共政策の決定につかわれてきたが、生活に重要な環境や女性と女性の労働も経済体系からはずさされていることに彼女は気付いたのである。この事実が彼女に『新フェミニスト経済学』を書かせた。この本の中で「私が言わんとするのは、生産的および再生産的な無報酬の労働に、貨幣的価値をつけるべきだということである。帰属計算と呼ばれるこの過程こそ、この労働を目に見えるものにし、政府や概念に影響を与え、価値に対して疑問をもたらしものである。」とのべている。このため彼女は時間配分調査により家事に費やす時間配分のデータが必要だという。九年、OECD諸国のやりた

い国すべて(日本はやりたくない国)で時間調査が実施されないという。彼女の話しを聞き、あらためて著書を読むと、UNSN Aから生まれたGDP(国民総生産)という指標が開発途上国の「成長」を示す指標として使われ、その結果、被害を受けているのは、自然環境であり女性と子供たちであることが当然の帰結であることがわかる。彼女はUNSN Aを批判し、女性の存在を無償労働者として合法的にセンサス(調査)に登場させる行動を提起し実践してきた。一九九〇〜九一年の国連調査に対し、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、ブラジル、フィリピンで女性たちが組織的に、女性

が全員働いたと回答するか、それとも回答拒否するかの実力行動をとった。そして、生活時間調査とセンサス設問項目の大幅な変更に成功したという。女性労働のデータ収集と公共政策への反映をこうした形で実現させようとしている。その彼女から日本の女性へのメッセージとして、日本の男性の家事労働への貢献度は特に低い。賃金比率も世界で最も低く八〇年の44%から九〇年には男性の41%にも減少した。大部分の国ではその格差が縮まったというのに。そして、憲法上の男女平等や、国際法などの法的、経済的知識を取得し、女性と男性が平等に働けるよう制度改革に日本政府を取り組ませていく行動に立ち上がるよう、「がんばって」という日本語で締め括られた。

リリアン・ヒンダーソンさんのスエーデンの実情報告ではスエーデン全女性の90パーセントが働いているが、賃金面では男性が工業や建設業に雇用されている一方、女性の仕事は保健サービスやその関連する職業についているため、女性の役割が男性のそれと同じ価値を持つと考えられず、女性の賃金水準は低くなっている。このため性別に関係のない職務評価制度を創り出したいと考えている。また、一九四〇年代に、夫の所得に合算されていた課税制度が廃止されたことなども語られた。二日目のパネルディスカッションには岡沢憲美さん(早大教員・総理府男女共同参画審議議員)、中島通子弁護士もパネラーとして参加。コイディネイターは『新フェミニスト経済学』の訳者である篠塚英子さん(お茶の水女子大教員)が勤めた。主催団体である「すすめる会」は「経済統計が性差別的につくられ、結果として社会政策は男性優位につくられるという指摘を、制度改革をすすめる理論の背景として注目し考えていきたい」として用意した総理府男女共同参画審議会向けの、税、年金制度の性差別批判、その改革に向けた提案内容を参加者一同で確認し二日間のシンポジウムは終わった。(Y)